

〈解答〉

- ① 1 (1) ①：稲作 ②：争い ① 1 (2)
 (2) 右図
 2 仏 (漢字1字)
 3 (1) ①：年齢 ②：5
 (2) 班田収授法
 4 イ
 5 ウ→ア→エ→イ (完答)



配点 ① 5 は 2 点，他は各 1 点 10 点満点

〈解説〉

- ① 1 (1) 稲作が盛んになると、人口が増加し水田も拡大したため、むらとむらの間で土地や水の利用をめぐる争いが生じた。むらの周りには柵をつくり、物見やぐらで見張りをした。
 (2) 稲を蓄えるための倉庫は、湿気やねずみの害などを防ぐため、床が地面より高くつくられ、はしごで出入りした。
 2 聖徳太子〔厩戸皇子〕は、604年、朝廷の役人の心得を定め、和を尊び、仏教をあつく信仰し、天皇への服従を説いた、十七条の憲法を定めた。
 3 (1) 6年ごとに作成される戸籍にもとづき、家族ごとに口分田という土地が与えられ、その土地を与えられた農民に税がかけられた。6歳以上の男子は2段、同じく女子はその3分の2が口分田として与えられた。
 (2) 班田収授法は、律令制のもとの土地制度で、与えた口分田は、死亡したときは国へ返さなければならなかった。その後、人口が増え、自然災害により耕作できない田も出てくると、口分田が不足してきた。そこで、朝廷は開墾をより奨励するために、743年に墾田永年私財法を定めて、新たな開墾地であれば永久に私有してよいと認めた。
 4 今の岩手県平泉に本拠を置いた奥州藤原氏は、清衡・基衡・秀衡の三代にわたって東北地方で権力をふるった。1189年、源義経をかくまったことを口実に、源頼朝によって攻め滅ぼされた。中尊寺金色堂の内部には、三代の遺体がミイラとして安置されている。
 5 ウは797年，アは1016年，エは1086年，イは1159年である。